

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2026年5月11日改定）

掲載日 2026年4月11日

### ■ことら送金サービス利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第1条（ことら送金サービス）</p> <p>ことら送金サービスとは、利用者端末（通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。以下同じとします。）にインストールされた当行所定のアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用して、利用者の指定する総合口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）（以下「送金指定口座」といいます。）の預り金から利用者の指定する送金資金を払い出して、利用者の指定するアカウント（当行の総合口座、通常貯金若しくは通常貯蓄貯金若しくは当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下これらを総称して「預貯金口座」といいます。）又は当行の承認する他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じとします。）に対して、国内円での送金（以下かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する総合口座、通常貯金又は通常貯蓄貯金（以下これらを総称して「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。</p>	<p>第1条（ことら送金サービス）</p> <p>ことら送金サービスとは、利用者端末（通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。以下同じとします。）にインストールされた当行所定のアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用して、利用者の指定する総合口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）（以下「送金指定口座」といいます。）の預り金から利用者の指定する送金資金を払い出して、利用者の指定するアカウント（当行の総合口座、通常貯金若しくは通常貯蓄貯金若しくは当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下これらを総称して「預貯金口座」といいます。）又は当行の承認する他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じとします。）に対して、国内円での送金（以下かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する総合口座、通常貯金又は通常貯蓄貯金（以下これらを総称して「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。<u>なお、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」については「特定用途送金に関するご留意事項」の定めが優先して適用されるものとします。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、2026年5月11日から実施します。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>特定用途送金に関するご留意事項</u></p> <p><u>第1条（特定用途送金）</u></p> <p><u>特定用途送金とは、ことら送金サービスのうち、株式会社ことら（以下「ことら」といいます。）が別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となるアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と利用者の指定するアカウントとの間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします。）を指します。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第2条（対象取引等）</u></p> <p><u>対象アカウントの一覧その他対象取引の詳細については、ことらのホームページ（「ことら送金」利用者はこちら&gt;使い方&gt;ことら送金）をご確認ください。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第3条（特定用途送金の機能）</u></p> <p><u>特定用途送金においては、アカウント代替符号を利用した送金ができない場合があります、この場合はメッセージ機能をご利用いただけません。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第4条（免責規定等）</u></p> <p><u>特定用途送金を対象取引以外の取引及び対象アカウント以外のアカウントとの取引に利用することにより、ことらに加盟する金融機関又は資金移動業者に損害が生じた場合、当該損害について、当行及びことらは責任を負いません。</u></p> <p><u>（※）対象取引の該当性については、対象アカウントの保有者にご確認ください。</u></p>

以上